

28 事業内容の定期的な自己点検の実施状況

(か所)

	平成 21 年	平成 20 年	増 減
自己点検の実施有り	14,964(81.0%)	13,943(79.3%)	1,021

注:()内は全クラブ数(21年度:18,479、20年度17,583)に対する割合である。

29 運営状況等の情報提供の実施状況

(か所)

	平成 21 年	平成 20 年	増 減
保護者への情報提供	17,756(96.1%)	16,726(95.1%)	1,030
地域への情報提供	11,652(63.1%)	10,712(60.9%)	940

注:()内は全クラブ数(21年度:18,479、20年度17,583)に対する割合である。

30 要望・苦情対応の実施状況

(か所)

	平成21年	平成 20 年	増 減
要望・苦情対応窓口の保護者への周知	14,730(79.7%)	13,686(77.8%)	1,044
苦情解決体制の整備	13,761(74.5%)	12,873(73.2%)	888

注:()内は全クラブ数(21年度:18,479、20年度17,583)に対する割合である。

31 放課後児童クラブガイドラインの市町村における策定状況

(市町村数)

	平成 21 年	平成 20 年	増 減
策定済み	185(11.5%)	170(10.6%)	15
都道府県のガイドラインを活用	420(26.1%)	377(23.4%)	43
国のガイドラインを活用	809(50.3%)	807(50.2%)	2
対応無し	194(12.1%)	255(15.8%)	▲61
計	1,608(100%)	1,609(100%)	▲1

注:()内はクラブ実施市町村数(21年度:1,608、20年度:1,609)に対する割合である。

32 放課後児童クラブガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況

(市町村数)

	平成 21 年	平成 20 年	増 減
点検・確認有り	1,108(68.9%)	1,020(63.4%)	88

注:()内はクラブ実施市町村数(21年度:1,608、20年度:1,609)に対する割合である。

〔調査概要〕

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市区町村（1, 800市区町村）

3 調査の期日

平成21年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開設日数別クラブ数、利用できなかった児童数等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市区町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において行った。

（参考）放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業
（平成9年の児童福祉法改正により法定化＜児童福祉法第6条の2第2項＞）